

広島県消費生活相談員（会計年度任用職員）の募集について

広島県では、消費生活相談員を募集しています。募集の詳細は次のとおりです。

1 採用予定人数、勤務場所及び勤務内容等

(1) 採用予定人数

1名

(2) 勤務場所

広島県消費生活センター（広島県環境県民局消費生活課内）

【広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1階】

(3) 職務内容

- ① 消費生活に関する相談、商品サービスに関する苦情受付及びあっせん等
- ② 消費者啓発業務

2 応募資格

次の(1)から(3)までをすべて満たす方

- (1) 本業務に関する知識と職務を遂行する熱意を有し、応募日時点で、次に掲げる資格のうち、そのいずれかを有する方（公的機関における消費生活相談業務又は民間企業、団体における消費者に対する相談業務に携わった経験があることが望ましい。）

- ① 消費生活相談員（消費者安全法第10条の3第1項に規定する国家資格）
- ② 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター）
- ③ 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会）
- ④ 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会）

※ 令和8年3月末までに取得見込の人を含む

- (2) パソコン（文章作成・メール等）やスマートフォン、タブレットの基本的な操作ができる方

- (3) 次のいずれにも該当しないこと

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられその執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 広島県の機関から懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用予定年月日

令和8年4月1日

4 勤務条件

(1) 勤務日、勤務時間

月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除く）の午前9時から午後5時15分（休憩時間は1時間）のうち、1か月の勤務日数が20日、勤務時間が116時間15分を超えない範囲で調整します。

【勤務形態】

6時間30分勤務：月9日、6時間勤務：月8日、3時間15分勤務：月3日

または

6時間30分勤務：月9日、6時間勤務：月9日、3時間15分勤務：月1日

※ 時間外勤務は、原則として命じないこととしますが、公務のための臨時又は緊急の必要により、やむを得ない事由がある場合に行っていただくことがあります。

(2) 給与（令和7年度の場合）

① 報酬の額（新規採用の場合）

月額 216,400円～223,250円

※ 報酬額の算定は、同一職務の経験年数により個別に決定します。

② 賞与（期末・勤勉手当）の額

6月期：2.15月 12月期：2.15月 3月期：0.35月

※ 支給対象は支給月の初日において任用期間（引き続いた前任用期間含む）が6月以上の場合に限ります。

③ 通勤費支給上限額 1日当たり7,142円

※ 最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出します。

④ 駐車場等料金上限額 1日当たり238円

(3) 休暇（令和7年度の場合）

年次有給休暇、特別休暇等（夏季休暇、忌引等）

(4) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 任用終了後、引き続き同一の職が設置される場合は、選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。

(5) 社会保険料等

健康保険、厚生年金、雇用保険の適用及び労働・通勤災害の補償があります。

5 応募方法

次の書類を、申込期限までに、申込み・問い合わせ先に郵送又は持参してください。

- (1) 市販の履歴用紙（JIS 規格で、最近 3 か月以内に撮影した写真を貼付したもの）
- (2) 資格認定証の写し
- (3) 志望動機

志望動機を 4 0 0 字以内で記述してください。（様式任意）

【申込み・問い合わせ先】

広島県環境県民局消費生活課消費政策グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 ☎ 082-513-2730（ダイヤルイン）

※ 持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

6 申込期限

令和 8 年 3 月 1 6 日（月）午後 5 時（必着）

7 選考方法

面接（消費生活相談に関する専門知識及び人物についての面接）

面接は令和 8 年 3 月 1 7 日（火）午後に実施予定です。

面接時間については、令和 8 年 3 月 1 6 日（月）中に電話連絡する予定です。電話番号については、日中も含めて確実に連絡が取れる番号を記載してください。

8 選考結果

選考の結果は、受験者全員に令和 8 年 3 月 1 9 日（木）に郵送により通知する予定です。採用内定者には、同日あわせて電話連絡も行います。

なお、応募書類の返却には応じられませんので、予め御了承ください。